

亀山市告示第19号

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第106号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 この告示は、令和元年9月30日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、この告示は、同日以後も、なおその効力を有する。

別表備考8中「退園した場合」の次に「及び幼稚園就園奨励事業が年度途中において終了した場合」を加え、「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める算式により算定した金額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）」を「この表に規定する金額に保育料の支払い月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）」に改め、同備考各号を削り、同表中備考10を備考11とし、備考9の次に次のように加える。

10 対象園児が途中入園し、又は退園した場合及び幼稚園就園奨励事業が年度途中において終了した場合における保護者が実際に支払ったとする保育料等の額は、第1号に掲げる算式により算定した額（その額に50円未満

の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)及び第2号に掲げる算式により算定した額の合計額とする。

(1) 入園料×退園又は幼稚園就園奨励事業が終了するまでの保育料の支払い月数÷年間在籍月数

(2) 保育料×退園又は幼稚園就園奨励事業が終了するまでの保育料の支払い月数

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年度分の補助金の交付から適用する。